

廃対第371号
平成29年9月28日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行に係る許可事務の取扱いについて

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

水銀に関する廃棄物の規制については、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成27年2月中央環境審議会答申）で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成27年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）が公布されました。

また、本年6月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）、その他関係の環境省令及び環境省告示が公布され、水銀廃棄物に関係した一連の政省令等の改正がすべて行われ、本年10月1日から施行されることとされています。

この改正により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が新たに定義されるとともに、その処理基準が追加され、また、取り扱う場合には、産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記することとなりました。

今般、許可証への明記に係る岐阜県での許可事務の取扱いを、下記のとおりとしましたので、御承知おきいただくとともに、貴会会員（組合員）へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 許可証への明記に係る方針について

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

特に品目の限定は行わず、事業範囲及び施設ごとに「水銀使用製品産業廃棄物を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。

(2) 水銀含有ばいじん等

処理品目に「ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい」を含む場合に、「水銀含有ばいじん等を含む。（又は除く。）」旨の限定を明記することとします。

2 手続きについて

(1) 手続きを行う時期

平成29年10月1日以降の更新許可申請、変更許可申請及び変更の届出に合わせて手続きを行ってください。

なお、早期に許可証の書換えを希望する場合にあっては、届出書類を提出いただくことで許可証の書換えを行うことができます。(10月2日から受付開始)

(2) 手続き方法

別添「水銀廃棄物に係る産業廃棄物の許可事務の取扱いについて」のとおり。

岐阜県環境生活部			
廃棄物対策課 産業廃棄物係			
係長	伊藤	担当	上野
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		